

教育・保育給付認定申請に係る提出書類一覧【2・3号認定用】

1 教育・保育給付認定のために必要となる書類

保護者（父・母）について、保育の必要性の事由ごとに次の表に掲げる書類が必要になります。

保育の必要性の認定事由		提出書類	対象者
①就労	常勤・パート等	・ 就労証明書 ※必ず代表者名の記載が必要です	父・母
	内職	・ 就労証明書 ※必ず代表者名の記載が必要です ・ 内職収入を証明する書類 （確定申告書第1・第2表等）	父・母
	農業	・ 就労証明書 ※必ず代表者名の記載が必要です ・ 農業を証明する書類 （確定申告書第1・第2表又は出荷票等）	父・母
	自営業	・ 就労証明書 ※必ず代表者名の記載が必要です ・ 自営を証明する書類 （確定申告書第1・第2表又は営業許可証、開業届等） （注）法人の場合は自営を証明する書類の添付は不要です。	父・母
②妊娠・出産		・ 母子健康手帳の写し （※表紙と出産予定日が記入されたページ）	父・母
③保護者の疾病・障がい		・ 次の㉖㉗のいずれか ㉖診断書 （病名、治療期間、保育できない状態かどうか等を明記） ㉗手帳の写し及び申立書 （※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）	父・母
④親族の看護・介護		・ 介護・看護状況申告書 ・ 次の㉘～㉚のいずれか ㉘看護、介護されている方の診断書 （病名、治療期間、介護の必要性等を明記） ㉙手帳の写し （※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか） ㉚介護保険被保険者証の写し	父・母
⑤災害復旧		・ 被災証明書	父・母
⑥求職中		・ 求職活動状況申立書	父・母
⑦就学・職業訓練		・ 在学証明書／受講証明書等 ・ 受講時間及び在学期間の詳細が確認できる資料	父・母
⑧育児休業を取得して 育児中		・ 就労証明書 （育休期間、職場復帰予定日が明記されていることが必要）	父・母
⑨育児休業を取得しないで 育児中		・ 母子健康手帳の写し （※保護者氏名等の記載のあるページ及び子の誕生日がわかる出生届出済証明のページ）	父・母
⑩その他		・ 状況を証するもの （※事件係属証明書、失踪証明書等）	父・母

2 利用者負担額（保育料）、副食費減免算定のために必要となる書類

次の各区分に該当する場合にのみ指定した書類を提出してください。

- 保護者が令和6年1月1日時点で福井市に住民登録を有しない場合
(令和6年1月2日以降の転入の場合)

区分	書類	対象者
ア 市民税が給与から引かれている方	令和6年度（令和5年分）市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し	父・母
イ 市民税を納税通知書で直接納めている方	令和6年度（令和5年分）市民税・県民税納税通知書の写し（課税根拠のわかるページ）	父・母
ウ 上記いずれかの書類が提出できない方	令和6年度（令和5年分）市・県民税所得・課税証明書（写し可） ※令和6年1月1日に住所を有していた自治体で取得可（手数料が発生します）	父・母
エ 外国在住であった方	令和5年1月～令和5年12月分の収入がわかる書類（給与支払い明細等）	父・母

※未提出の場合、0～2歳児は、利用者負担額（保育料）を最高額で算定します。

また、3～5歳児は、副食費の減免措置の対象外となります（対象者のみ）。

- 同居の親族が障害者手帳等の交付を受けている場合

交付を受けている手帳の写し

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

- 入園児童のきょうだい児が、次の施設に通い、在籍している場合

- ①新制度に移行しない幼稚園

きょうだい児に係る幼稚園の在園証明書

（様式別紙）

仁愛女子短期大学附属幼稚園・福井大学附属幼稚園

- ②特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設

各施設が発行する在籍証明書

- 入園児童のきょうだい児が、次に該当する場合

- ①児童発達支援を受けている

（児童発達支援センター等に通い、基本動作指導、集団生活への適応訓練等を受けている）

各施設が発行する通所証明書

- ②医療型児童発達支援を受けている

（医療型児童発達支援センター等に通い、児童発達支援及び治療を受けている）

各施設が発行する通所証明書

3 その他

- 保護者同士が現在離婚調停中で、お互いの住民登録が別になっている場合

事件係属証明書

（家庭裁判所で取得可能）

※離婚前提の場合でも、この証明書を添付できなければ、配偶者について1のいずれかの書類が必要となります。

- 令和6年1月1日以降に福井市に転入する場合

転入誓約書